

事 務 連 絡  
平成24年3月29日

都道府県 障害保健福祉主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室

### 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年4月1日の障害者自立支援法の改正に伴い、障害者（児）施設・事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届出ることとされたところであります。

こうした業務管理体制の制度概要等については、これまで障害保健福祉関係主管課長会議や全国厚生労働関係部局長会議等でお示したところであります。

つきましては、業務管理体制の整備に係る一連の事務について、別添の資料（1～4）及び参考資料のとおり送付いたしますので、貴都道府県におかれましては、当該資料を参考にしていただき、障害者（児）施設・事業者及び管内市町村にご周知いただくとともに、制度の円滑な推進にご協力くださいますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、当該業務管理体制の整備等に係る事務については、地方自治法に基づく大都市等の特例の対象とはなりませんので、ご留意いただくとともに、その旨を指定都市及び中核市に情報提供をくださいますようよろしくお願いいたします。

#### 【別添資料】

- （資料1） 「障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ」
- （資料2） 「障害者（児）施設・事業者の管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）」
- （資料3） 「障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」
- （資料4） 「業務管理体制の整備に係る届出業務に関する事務処理（システム稼働までの間）」
- （参考資料） 「所管別事業者一覧（障害者自立支援法・児童福祉法）」

(資料1)「障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ」

【概要】

都道府県において、事業者及び管内市町村への業務管理体制整備の届出業務に関する制度の周知等に活用いただくものです。

(資料2)「障害者(児)施設・事業者の管理体制の整備の届出に関する規則(参考例)」

【概要】

- ・ 各都道府県・市町村において、当該業務を処理するに当たり、規則例等を制定する場合の規則の参考例をお示しするものです。  
なお、この参考例は、1つの例を示したものであり、文言等を拘束する趣旨のものではありません。
- ・ 当該届出様式の各項目については、届出業務に必要な事項を網羅していること、今後、当該様式に基づき全国統一のシステムを構築することから各自治体においても、当該様式を使用するようお願いしたい。

(資料3)「障害者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

【概要】

事業者が届出を行う際の届出様式及び記載事項の記入例をまとめたので、事業者への情報提供等の際に活用いただくものです。

**(資料4)「業務管理体制の整備に係る届出業務に関する事務処理(システム稼働までの間)」**

**【概要】**

システム本稼働(平成24年10月目途)までの間、都道府県・市町村の届出業務の事務処理事項をまとめたものです。

なお、システム本稼働後の事務処理事項についてはおって連絡いたします。

※ システム本稼働までの間において不正事案が生じた場合には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室へ一報を入れてください。

電 話 03-5253-1111 (内線3063・3067)

FAX 03-3580-6094

**(参考資料)「所管別事業者一覧(障害者自立支援法・児童福祉法)」**

**【概要】**

各都道府県が所管する事業者データです。システム稼働までの間、届出業務の参考データとして、活用ください。

なお、当該データについては、障害者自立支援法並びに児童福祉法別に名寄せしたもので、届出単位である条項ごとになっていないことに留意ください。